



企画趣旨

——児童虐待への支援・介入・刑罰

深町晋也

1 本特集を巡る背景¹⁾

近年、重大な児童虐待事案（例えば、目黒女児虐待死事件²⁾及び野田市女兒虐待死事件³⁾）が相次いで生じている。こうした事態を受けて、2019年に児童虐待防止法が改正され、児童に対する親権者によるしつけに関する規定である同14条1項に、いわゆる「体罰禁止規定」が導入された。また、「しつけ」や「懲戒」の名の下に、児童に対する虐待が行われることが多い現状に鑑みて、民法822条の懲戒権規定に関する検討が、法制審議会民法（親子法制）部会において行われた。2021年2月にはいわゆる「中間試案」が公表され、同条削除を含む複数の案が提示されたが、2022年2月に、民法（親子法制）等の改正に関する要綱案（以下、「要綱案」とする）がとりまとめられ、懲戒権規定を削除する案が明確に打ち出されている⁴⁾。また、刑法法の分野でも法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において、諮問第117号に基づき、児童の性的虐待と関連して、刑事実体法ではいわゆる「性交同意年齢」の引上げ、相手方の脆

弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等・わいせつな行為の規律、及びグルーミング行為の規律につき、刑事手続法では性犯罪の公訴時効見直し及び司法面接における児童の供述が記録された録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設につき、それぞれ検討が行われている。

以上のような児童虐待を巡る議論状況は、社会における児童虐待に対する意識の高まりを反映するものと言える。児童相談所における相談対応件数は年々増加の一途を辿り、ここ10年で見ても、2010年度には6万件に達していなかった（56384件）のが、2020年度には20万件を突破する（205029件〔速報値〕）に至っている⁵⁾。また、児童虐待に関連する刑事事件の検挙件数も年々増加している。具体的には、2018年の児童虐待検挙件数は1380件であったのに対して、2019年には1972件と激増し、2020年は2133件、2021年は2174件と更に増加している。このうち、2018年から2021年の4年分の推移をみると、例えば傷害罪は572→848→876→789件となっており、2021年に減少が見られるものの、暴行罪は455→703→776→880件と一貫して増加傾向にある⁶⁾。

1) 本特集は、企画担当者である深町が研究代表者となっている科学研究費・基盤研究(B)「児童虐待の刑事法的規制に関する領域横断型研究」（課題番号：20H01435）の一環でもあり、研究分担者の一部が本特集に参加している（仲真紀子、久保野恵美子及び石綿はる美の各氏）。しかし、それ以外にも様々な分野における専門家の方々に参加頂いている。

2) 実母につき東京高判令和2・9・8判時2496号84頁（LEX/DB：25571091）を、養父につき東京地判令和元・10・15公刊物未登載（LEX/DB：25591203）をそれぞれ参照。

3) 実父につき東京高判令和3・3・4公刊物未登載（LEX/DB：25571373）を、実母につき千葉地判令和元・6・26公刊物未登載（LEX/DB：25563686）をそれぞれ参照。

4) 懲戒権規定の見直しについては、以下のような案が示されている。(1)民法第822条を削除し、同法第821条を同法第822条とする。(2)民法第821条に次のような規律を設けるものとする。「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」

5) 厚生労働省「令和2年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数」（2021年）1頁。

6) 警察庁生活安全局少年課「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」（2022年）15頁以下。